

# 指導者用資料 (警視庁資料抜粋)

## 1 :平成20年6月19日までに道路交通法が変わります。

### 自転車利用者対策

#### ①普通自転車の歩道通行の要件が拡大されます。

##### 普通自転車 について

##### ※普通自転車とは

普通自転車とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準(長さ190センチメートル及び幅60センチメートルを超えないこと、側車を付していないこと、歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと等)に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの。

現在



通行できるのは「普通自転車の歩道通行可」の道路標識等で指定された歩道のみ

改正後

- 従来どおり、道路標識等で「普通自転車の歩道通行可」と指定された場所を通行することができます。
- 13歳未満の子どもが運転するときは歩道を通行できます。
- 自転車の通行の安全を確保するため歩道通行することがやむを得ないと認められるとき

##### 歩道通行でのルール

歩道は歩行者優先です。自転車で歩道を通行するときは、車道寄りを徐行し、歩行者には十分配慮しましょう。

##### 歩行者 について

「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務

#### ②乗車用ヘルメット着用努力義務が導入されます。

幼児・児童を保護する責任のある者は、幼児・児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

### 参 考

[用語の意味]

##### ●自転車

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車を除きます。)であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいいます(人の力を補うため原動機を用いるもので、一定の基準に合ったものを含みます。)

##### ●普通自転車

車体の大きさが長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下の二輪又は三輪の自転車で、他の車両をけん引していないものをい

ます(側車付きのものやタンデム車は除きます。)

##### ●車両

自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいいます。

##### ●軽車両

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両にけん引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいいます。

## 2: 自転車安全利用五則

### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- 道路交通法では、自転車は、軽車両として取り扱われています。車道と歩道の区別のある道路では、**車道通行が原則**です。

**【罰則】**3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- また、自転車道があるところでは、道路工事などのやむを得ない場合を除き、**自転車道**を通行しなければなりません。

**【罰則】**2万円以下の罰金又は科料（軽い犯罪に刑罰として科す金銭の罰）

平成20年6月19日までに道路交通法が変わります。

[自転車が歩道を通行することができる場合]

**重要**



● 「自転車の歩道通行可」の標識があるとき

● 13歳未満の子どもが自転車で通行するとき

● 車道又は交通の状況からみてやむを得ないとき

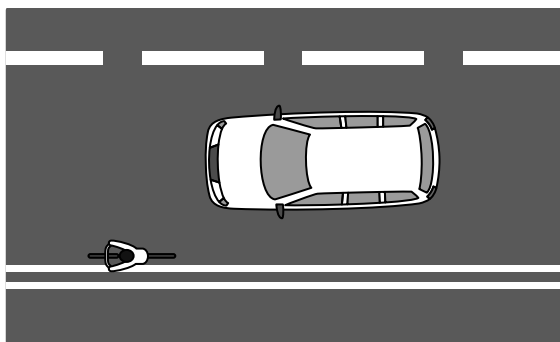
※ただし、歩道は歩行者が優先です。

### 2 車道は左側を通行

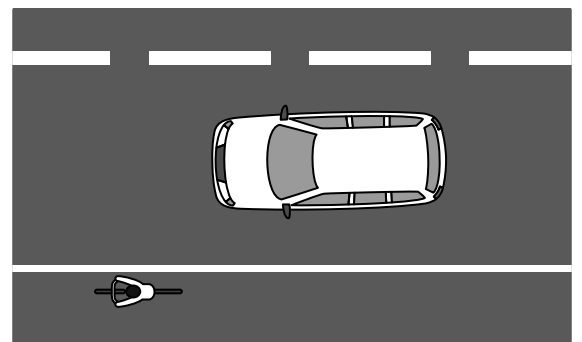
- 自転車はそれぞれの道路の**左側端**に寄って通行しなければなりません。

**【罰則】**3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- 自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示(歩行者専用路側帯<sup>★1</sup>)のある場合を除き、**路側帯<sup>★2</sup>**を通ることができます。その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。



★1 歩行者専用路側帯



★2 路側帯

### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 自転車が歩道を通行する場合は、**車道寄りの部分を徐行**しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、又は自転車から降りて押して歩きましょう。


**【罰則】**2万円以下の罰金又は科料

## 4 安全ルールを守る

### >> 二人乗りの禁止

- 自転車の二人乗りは、16歳以上の運転者が6歳未満の子どもの乗せる場合などを除き、原則として禁止されています。**【罰則】2万円以下の罰金又は科料**

### >> 並進の禁止

-  この標識があるところを除き、自転車で並んで走ることはできません。**【罰則】2万円以下の罰金又は科料**

並進可

### >> 夜間はライトを点灯

- 夜間、自転車で道路を走るときは、前部のライト及び尾灯(又は反射器材)をつけなければいけません。**【罰則】5万円以下の罰金**

### >> 交差点での信号遵守

- 交差点では、信号を守らなければいけません。「歩行者・自転車専用」と書かれている信号機がある場合は、その信号に従いましょう。**【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**

### >> 一時停止・安全確認

- 信号機のない交差点で、一時停止の標識や道路標示がある場合は、一時停止しなければいけません。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければいけません。

**【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**

### >> 携帯電話を使用しながらの運転

- 携帯電話を使用しながらの運転は、わき見運転と同じです。大変危険なので禁止です。走行中に携帯電話を使用し、これが原因で交通事故を起こしたり、危険を生じさせれば、道路交通法第70条(安全運転の義務)違反が成立します。さらに、事故の相手にけがをさせたり、死亡させた場合は、刑法第211条(重過失致死傷罪)、刑法第209条(過失傷害罪)又は刑法第210条(過失致死罪)に問われることがあります。

**【罰則】道路交通法70条 3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金**

刑法209条 30万円以下の罰金又は科料

刑法210条 50万円以下の罰金

刑法211条 5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

## 5 子どもはヘルメットを着用

- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければいけません。

## その他

### >> 自転車の点検整備

- 自転車に乗る前は、不具合等がないかを点検しましょう。

**【点検項目の例】**

タイヤの溝が1ミリ以上あるか／ライトは点灯するか

- 1年に1回、自転車販売店で点検・整備を受けましょう。

### 参 考

#### ● 自転車の飲酒運転の禁止

自動車と同様に、自転車も飲酒運転が禁止されています。酒酔い運転違反の対象となります。

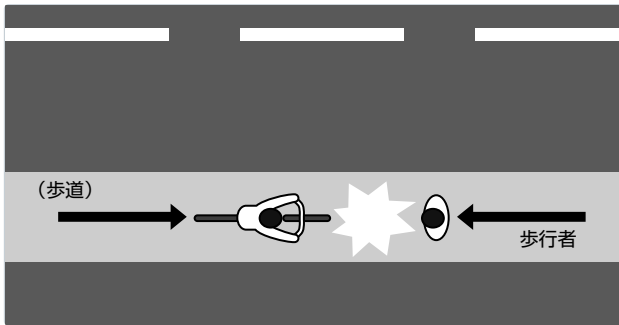
**【酒酔い運転】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

### 3: 自転車と歩行者の交通事故

自転車の運転者も事故の**加害者**になることがあります！

#### ケース 1

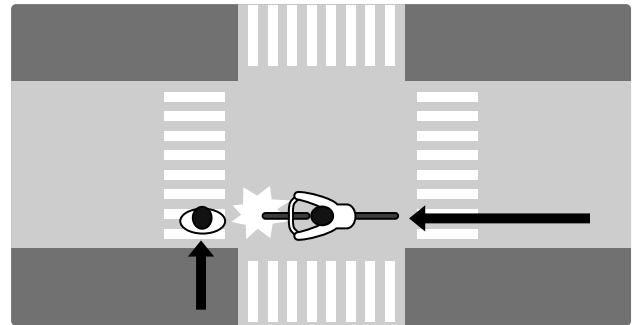
**事故の内容** 早朝、Aさんは自転車で歩道を走行中、前かがみになって、前方の注意を怠り進行したため、散歩中の人に衝突し、その人が頭を強く打って死亡しました。



**事故の原因** 自転車のAさんが、前方の注意を怠り自転車で進行していたのが、大きな原因です。

#### ケース 2

**事故の内容** 自転車で下り坂を進行していたBさんが、横断中の人に交差点で衝突し、その人が頭を強く打って死亡しました。



**事故の原因** 自転車のBさんが、下り坂でスピードを出して走っていたため、歩いている人に気づくのが遅れブレーキが間に合わなかったのが大きな原因です。

### 4: 自転車事故の損害賠償責任について

道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任を問われます。また相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

#### 刑事上の責任

相手を死傷させた場合「重過失致死傷罪」に問われることがあります。

#### 民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

#### 道義的な責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

#### (自転車での加害事故例)

●自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。

【賠償金】 6,008万円

●高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師と衝突。看護師には重大な障害が残った。

【賠償金】 5,000万円

●街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車に気を取られて歩行者に衝突。歩行者は死亡。

【賠償金】 3,912万円